

# 民事訴訟のＩＴ化について、裁判所の環境整備の遅れに抗議するとともに、施行日の延期を求める意見書

2025年9月5日

ともに日弁連を変えよう！市民のための司法をつくる会

(略称 変えよう！会)

代表 及川 智志（千葉県弁護士会）

## 意見の趣旨

当会は、民事訴訟のＩＴ化について、裁判所の環境整備の遅れに抗議するとともに、その見直しを求め、また政府および国会に対して本格施行日の延期を求める。

## 意見の理由

### 第1 令和4年民事訴訟法改正（民事訴訟のＩＴ化など）

令和4年、民事訴訟におけるＩＴシステムの利用等に関して民事訴訟法が改正され、同年5月25日に公布された。

同改正法の附則第1条によると、「公布の日から起算して4年を超えない範囲内」において、ＩＴ化されたシステム（以下「ＩＴ」という。）が民事訴訟に導入されることとなっているから、遅くとも令和8年5月24日には、民事訴訟におけるＩＴの利用が、弁護士には義務化され、市民にも開放されることになる（以下「本格施行」という。）。

但し、同附則126条によると、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。また、この改正の際に決議された

「民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（以下「附帯決議」という。）は、第十二号において、「附則第百二十六条の規定による検討については、改正法の施行状況や施行後の情報通信技術の進展等を踏まえて、適時に行うこと」を求めている。

## 第2 民事訴訟法改正から3年以上を経過した現在の状況

改正法の公布からすでに3年以上を経過している現在、ITの整備状況等に「検討」を加え、「必要があると認めるときは」、「所要の措置」を講ずる必要がある。そこで、現時点における裁判所によるITの整備の状況を検証する。

### 1 ウエブ会議システムとしてのマイクロソフトTeamsの採用と運用

- (1) 法改正前の令和1年9月ころ、裁判所は、地方裁判所及び高等裁判所におけるウエブ会議システムとしてマイクロソフトTeamsの採用を決定した。
- (2) 令和5年4月12日をもって、マイクロソフト社は、従来のシステムであるTeams無料版（クラシック）の廃止を発表し、Teamsの仕様変更を行なった。そして、これに伴い、多くの弁護士がTeamsに接続できなくなる混乱が生じた。
- (3) 令和5年9月12日、最高裁判所は、10月2日から「民事事件用のTeamsを、裁判所全体で使用する別のTeamsに移行する」旨を発表し、同日から令和6年2月までの間に地域ごとに段階的に移行することとした。発表から開始までの期間が、わずか3週間しかなかったこと、地域ごとに移行したことから、多くの弁護士がTeamsに接続できなくなる等の混乱が生じた。

### 2 文書提出システムとしてのmints及びTreeeSの開発

- (1) 最高裁判所は、令和4年6月28日から、文書提出システムとしてのmintsの運用を開始した。但し、これは暫定的なシステムであって、本格施行までにはTreeeS（「e」が3つ並ぶが誤記ではない）というシステムを開発し、運用する予定であるとされていた。
- (2) ところが、令和6年12月5日になって、最高裁判所は、日弁連に対し、本格施行後にmintsで施行することも検討することを通知し、令和7年3月10日、本格施行後のシステムをmintsの改修によって対応すること、

TreeeSについては今後も開発を継続して完成後導入する予定であることを通知した。

### 第3 民事訴訟IT化に関する裁判所による環境整備の問題点

#### 1 Teamsのみを利用することとしたことの不当性

裁判所は、ウェブ会議システムとしてTeamsのみを採用した。そのため、Teamsの仕様変更や裁判所によるTeamsの移行による接続の混乱が生じ、ウェブ会議を利用できないというトラブルが相次いだ。

ウェブ会議を原則とするのであれば、ひとつのシステムが利用できない場合に備えて異なる別のシステムをバックアップシステムとして準備することが当然である。例えば、Teamsと併用して、家庭裁判所で採用しているWEBEXであるとか、一般的に利用が広がっているZOOM等のシステムを利用できるようにしておけば、少なくともウェブ会議に接続できないというトラブルを回避することができたはずである。

そもそも、裁判の基幹的なシステムをマイクロソフト社のみに独占させることは不当である。加えて、システムの安定性という面では目的に特化した単純なシステムが優れていること、文書提出のためのシステムとしてmintsが開発されたことを考慮すれば、ウェブ会議を目的とするシステムとして、文書提出機能等を含む多機能なシステム（Teams）を導入する合理性もなかった。

従って、裁判所がウェブ会議のためのシステムとしてTeamsのみを採用したこととは不当である。

なお、mintsにおいても、マイクロソフト社及びグーグル社のウェブブラウザに限定されており、上記と同様、裁判所の基幹的なシステムをマイクロソフト社及びグーグル社に独占させている不当性がある。

#### 2 TreeeS開発の不当性

- (1) 裁判所は何年もの期間をかけてTreeeSの開発を試みたが、本格施行の約1年前になって、本格施行にはTreeeSではなくmintsを改修して対応することを決定し、TreeeSの開発も継続することを決定した。
- (2) そもそも、民事訴訟のIT化にとって必要なのはウェブ会議と安全な文書

提出システムであって、裁判所には、そのためのシステムを構築することが求められていた。

そして、裁判所は、ウェブ会議としてはTeamsを採用し、安全な文書提出システムとしては令和4年からmintsの運用を開始していたのであるから、本来であれば、利用者である弁護士からのフィードバックを受けながら改善・改修を重ねて、本格施行に間に合わせることができたはずである。

開発に何年もかかり、本格施行にも間に合わないような複雑なシステムは、そもそも必要がなかったのである。

- (3) 加えて、裁判所は、今後もTreeeSの開発を継続して完成後導入する予定であるという。

しかし、Teamsというひとつのシステム内ですら、仕様変更や裁判所によるTeamsの移行によって混乱が生じたことは上述のとおりである。改修されたmintsによって本格施行を開始し、これに習熟したところでTreeesを導入することによって混乱が生じることは十分に予測できることである。しかも、その時点で弁護士にはITの利用が義務付けられているのであるから、FAX等によって代替することはできない。

改修されたmintsで本格施行できるのであれば、TreeeSを開発する経済的合理性もない。

もちろん、文書提出のバックアップシステムとして利用するのであれば存在意義はあるが、何年もかけて開発した複雑なシステムを単なるバックアップシステムとして利用することに合理性はない。

- (4) 従って、裁判所は、ただちにTreeeSの開発を中止して、mintsのバックアップシステムとなる簡易なシステムを開発すべきである。

### 3 開発の遅れについて

令和4年に民事訴訟法が改正され、令和8年5月までに本格施行が開始されることがわかっていたのだから、裁判所は、令和5年度中に、本格施行後のシステム及びバックアップシステムを完成させ、利用者である弁護士から意見を集約して改善を重ね、十分な準備期間をもって本格施行に入るべきであった。

しかるに、現実には、ウェブ会議についてはTeamsのみを採用してバックアップシステムを用意せず、文書提出についてはTreeeSというシステムの開発にこだわって、いまだに本格施行後のシステムは完成していない状況である。

このような状況で本格施行を開始すれば試用期間を十分にとれないため、本格施行後にバグや脆弱性、不具合等のトラブルが起こりかねない。また、システムトラブルに際して弁護士は他の訴訟手続きをとることができない等の混乱が生じ、国民の裁判を受ける権利が著しく侵害される危険が高い。例えば、ウェブ会議の接続の不備や文書提出システムの不備によって裁判期日が空転することだけでも大きな問題であるが、万が一、控訴や上告等の厳格な期間制限のある手続きでアップロードができず、その原因が裁判所のシステムにあると判明しない場合には、国民は裁判を受ける権利を奪われることにもなりかねない。訴状がアップロードできずに時効が完成してしまうなどの事態も起こりうる。

実際、イギリスでは郵便局の会計システムに不備があることが判明しないまま、約20年の間に900人以上の郵便局長らが訴追されるえん罪事件が起きているという。このような問題が、わが国でも起こりかねないのである。

従って、このような状況では少なくとも令和8年5月の本格施行は延期されるべきである。

#### 第4　まとめ

1　法改正後、3年以上を経過した現時点において上記のような状況であることからすれば、「公布の日から起算して4年を超えない範囲内において」、本格施行することは無理であり、これを無理に進めれば、民事裁判が混乱し、国民の裁判を受ける権利に重大な支障を及ぼす危険が高い。

このような裁判所によるシステム開発の遅れ等の問題点も、附帯決議にいう「改正法の施行状況」の問題であり、このような状況を踏まえて「適時に」すなわち改正法施行後五年を待たずに検討されるべきである。実質的にも、施行後五年を経過すれば直ちに重大な問題が発生するリスクがある以上、五年の経過を待つべきではない。

従って、政府、国会及び裁判所は、附則及び附帯決議のとおり、「適時」に

「所用の措置」をとるべきである。

具体的には以下の方策が考えられる。

- (1) 裁判所は、ウェブ会議システムとして、Teamsに加えて、バックアップシステムとしてWEBEXないしZOOM等を導入する。
- (2) 裁判所は、文書提出システムとしては、すみやかにTreeeSの開発を中止してmintsの改修及び改善に取り組む。
- (3) mintsの改修が完了してから、少なくとも1年間は試用期間とし、日弁連は各単位会に利用状況、使用感などを意見照会して、意見を集約し、裁判所に対して改善を求める。

なお、裁判所がTreeeSの開発を継続するのであれば、試用期間はTreeeSが完成してから、少なくとも1年間とする。

- (4) 本格施行は、試用期間の終了をまって実施する。
- (5) 本格施行後も、本人訴訟の当事者にはITの利用が義務づけられていなければ、制度の周知として、積極的に広報すべきである。

2 そもそも、裁判所が、令和4年の法改正当時からウェブ会議システムとして複数のシステムを採用し、また文書提出システムとしてmintsで対応することを決定していれば、これまでの期間で、十分に本格施行を迎えることができていたはずである。ところが実際には、上述してきたとおり、いまだにシステムすら完成していない。それにもかかわらず、いまのまま本格施行を迎れば民事裁判に混乱が生じる危険がある。

よって、当会は、民事訴訟のIT化について、裁判所の環境整備の遅れに抗議するとともに、その見直しを求め、また政府および国会に対して本格施行日の延期を求めるものである。

以上